

## つがる市における縄文遺跡及び展示施設のガイド解説に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である史跡亀ヶ岡石器時代遺跡及び史跡田小屋野貝塚の受入態勢整備の一つとして実施する、これらの史跡その他の関連する資料館等におけるガイド解説の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(解説者)

**第2条** ガイド解説は、次に掲げる者が行うものとする。

(1) つがる市教育委員会教育部文化財課の学芸員

(2) つがる市縄文遺跡案内人（以下「案内人」という。）

2 案内人に関する事項については、つがる市縄文遺跡案内人の設置等に関する要綱（令和元年教育委員会告示第14号）の規定による。

(旅費等)

**第3条** 案内人の旅費については、つがる市職員等の旅費に関する規則（平成17年規則第47号）第10条の規定を準用する。

2 案内人の謝金は、これを無償とする。

(申込者の制限)

**第4条** ガイド解説の申込みは、次に掲げる者（以下「申込者」という。）に限って受け付けるものとし、個人からの申込みは、これを受理しない。

(1) 旅行会社

(2) 生涯学習に関わる団体

(3) 歴史文化の学習を目的とする旅行の団体

(4) 学校若しくは行政機関又はそれに類する団体

(5) その他教育長が適切と認める団体

(申込方法)

**第5条** 申込者は、つがる市遺跡及び展示施設解説申込書（様式第1号）をつがる市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出してガイド解説を申込みものとする。

(申込の承諾)

**第6条** 教育長は、前条の申込みを受けたときは、申込内容その他の事項を検討し、申込者と連絡調整を行い、その諾否をつがる市遺跡及び展示施設解説承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 教育長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、解説の申込みを承諾してはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

- (2) 特定の政治又は宗教の活動を助長するおそれがあるとき。
- (3) 遺跡又は展示施設を破損するおそれがある、又はこれらの維持管理上支障があるとき。
- (4) その他教育長が適切でないと認めるとき。

3 教育長は、必要があると認めるときは、第1項の承諾内容に条件を付することができる。

(変更)

**第7条** 申込者は、第5条の申込内容に変更が生じたときは、速やかにつがる市遺跡及び展示施設解説変更申出書(様式第3号。以下「変更申出書」という。)により、変更を申し出なければならない。ただし、変更の内容が軽微であるとき、又は文書による連絡が困難である事情が存するときは、口頭の連絡によることができる。

2 教育長は、変更申出書の記載内容を確認したうえで、変更の承諾を決定し、申込者に通知するものとする。

3 教育長は、必要に応じて変更内容を申込者に通知することができる。

(申込期限)

**第8条** ガイド解説の申込みは、原則として希望日の前々月末日までとする。ただし、やむをえない理由により期限までに申込みができなかった場合は、この限りでない。

(利用の停止又は取消)

**第9条** 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込内容に新たな条件を付し、若しくは承諾内容を変更し、又は取り消すことができる。

- (1) 申込者が、この告示その他これに基づく指示に違反したとき。
- (2) 申込者が、承諾の条件に違反したとき。
- (3) 天災地変その他やむをえない事情が生じたとき。
- (4) その他教育長において必要があると認めるとき。

(料金)

**第10条** ガイド解説の料金は、これを無料とする。

(庶務)

**第11条** ガイド解説の実施に関する庶務はつがる市教育委員会教育部文化財課が行う。

(補則)

**第12条** この告示に定めるもののほか、つがる市における縄文遺跡及び展示施設のガイド解説に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公表の日から施行する。